## 東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

年 月 日

東京都立城東職業能力開発センター江戸川校長 殿

申請人 住 所 氏 名

東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例 施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

| 使用目的                    |           |         |   |    |   |     |     |   |     |
|-------------------------|-----------|---------|---|----|---|-----|-----|---|-----|
| 使用内容                    | 施設の名称     | 年月日(曜日) |   |    |   | 時   |     | 間 |     |
|                         |           | 年       | 月 | 日( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
|                         |           | 年       | 月 | 月( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
|                         |           | 年       | 月 | 月( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
|                         |           | 年       | 月 | 目( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
|                         |           | 年       | 月 | 目( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
|                         |           | 年       | 月 | 目( | ) | 時   | 分から | 時 | 分まで |
| 入場料等徴<br>収の有無           | 有(1人 円) 無 |         |   |    |   | 人員人 |     |   |     |
| 使用時における会場責              | 住 所       |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 任者                      | 氏 名 電 話   |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 会場に特別の設備をし、             |           |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 又は変更を<br>加える場合、<br>その内容 |           |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 使用したい 設備、機械             |           |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 等の名称<br>及び数量            |           |         |   |    |   |     |     |   |     |
| 備考                      |           |         |   |    |   |     |     |   |     |

※裏面の使用の条件をよくお読みください。

〔使用の条件〕

- (1) 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。
- (2) 職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。
- (3) 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用 承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。
- (4) 使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。
- (5) 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することがあります。
- (6) 東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定 に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。